

【けやきネットにおける本人確認資料】（令和8年度改訂）

<p>認めるもの (例示)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード（スマートフォン等のアプリ画面の提示は不可） ・運転免許証／運転経歴証明書 ・資格確認書 ・パスポート（令和2年2月3日以前に発行されたもので、住所が自署されているものに限る） ・身体障害者手帳／療育手帳／精神障害者保健福祉手帳 ・在留カード／特別永住者証明書 <p>本人確認資料は原則として、以下の①②を満たす証明書であれば上記の例示以外でも問題ありません。</p> <p>①1つの証明書で「氏名、住所、生年月日」の3点すべてを確認できること</p> <p>②官公庁等が発行した有効期限内の証明書または世田谷区が要綱・要領等で適当と認める有効期限内の証明書等であること</p> <p>③有効期限内のものであること</p> <p>※自署ができる箇所がある場合は、油性の消えないペンで記載された場合のみ認められますが、「氏名、住所、生年月日」のうち2点以上を自署するものは認められません。</p> <p>※本人確認資料送付用台紙に確認資料の写しを貼付する形の提出でも可。</p>
<p>認めないもの (例示)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し ・マイナンバーの通知カード ・健康保険証（令和7年12月1日廃止のため） ・クレジットカード ・各種資格等の合格・認定等の通知書 ・公共料金に係る請求書 など